

株式等に係る支払通知書・支払調書

(1) 上場株式等に係る支払通知書

株式等に関する以下の支払通知書は、1年分をまとめて年1回交付する方法とその都度交付する方法の2通りあり、かつ、具体的な支払通知書の名称・様式などは金融商品取引業者等（証券会社等）によって異なりますが、確定申告書を作成する際に必要となる場合もありますので、大切に保管しておくようご注意ください。

なお、従来、上場株式等の配当所得等について確定申告をする場合は、次の支払通知書または特定口座年間取引報告書などの書類を確定申告書に添付して提出することが原則とされていましたが、平成31年（2019年）4月1日以後に確定申告書提出する場合には、これらの書類の添付は要しないこととなりました。

※住民税において、所得税の確定申告による課税方式と異なる課税方式を選択する場合は、住民税の納税通知書が送達される日より前に、住民税における課税方式を示した申告書等を市区町村に提出する必要がありますが、その際に、次の支払通知書または特定口座年間取引報告書などの書類の添付が必要となる場合があります。具体的な申告手続き等については、それぞれの市区町村役場（税務課等）にお問い合わせください。

■上場株式配当等の支払通知書

上場株式等の配当等（特定公社債等の利子等を含み、大口個人株主（投資主を含む）が内国法人から支払いを受ける配当金を除く。以下同じ）の支払いを受ける人には、上場株式等の配当等の金額、支払いの確定日および源泉徴収税額などを記載した「上場株式配当等の支払通知書」が金融商品取引業者等（証券会社等）から交付されます。ただし、源泉徴収ありの特定口座に受け入れた上場株式等の配当等については、特定口座年間取引報告書に記載して交付されることとなっていますので、この支払通知書は交付されません。

なお、配当等に関する支払通知書としては、このほかに「オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書」や「配当等とみなす金額に関する支払通知書」があります。

■特定割引債の償還金の支払通知書

特定割引債（＝償還時源泉徴収の対象となる割引債のうち、特定公社債に該当するもの[※]）の償還金の支払いを受ける人には、「特定割引債の償還金の支払通知書」が金融商品取引業者等（証券会社等）から交付されます。

※償還時に特定口座内にある割引債は、償還時源泉徴収の対象から除かれているので、この支払通知書は交付されませんが、特定口座年間取引報告書が交付されます。

(2) 株式等に係る各種の支払調書

金融所得課税の一体化にともない、株式等の配当金・分配金・利子または譲渡の対価等に関する各種の支払調書は、源泉分離課税の対象とされるもの（一般公社債や私募公社債投資信託に係る利子所得など）を除き、原則として、すべて税務署に提出されることとなっています。ただし、特定口座年間取引報告書や非課税口座・未成年者口座年間取引報告書が提出されるものについては、支払調書は提出されません。

株式・投資信託・債券に係る各種の支払調書

	支払調書の名称	所得区分
①	利子等の支払調書	利子所得
②	国外公社債等の利子等の支払調書	
③	配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書	配当所得
④	国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書	
⑤	投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書	
⑥	オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書	
⑦	配当等とみなす金額に関する支払調書	譲渡所得等
⑧	株式等の譲渡の対価等の支払調書	
⑨	交付金銭等の支払調書	
⑩	名義人受領の利子所得の調書	利子所得
⑪	名義人受領の配当所得の調書	配当所得
⑫	名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書	譲渡所得等

※上記のほか、信託の計算書（従業員持株会の会員が支払いを受ける株式配当金用）もあります。